

## ネットワークによる要援護高齢者発見の主な事例について

### ①宅配便事業者

令和5年5月頃、「高齢者宅に弁当を届けたが応答がない。室内にいる気配はある。」と宅配便事業者より地域包括支援センターへ連絡があった。親族・民生委員と連絡をとり、家屋内に入ると、本人が身動き取れず倒れていた。緊急搬送され入院したが、自宅での独居生活は困難な状況にあったため、退院後は施設入所に切り替え、穏やかに過ごされている。

### ②新聞販売業者

令和5年7月頃、「高齢者宅の新聞がこの数日間ポストに溜まっている。」と新聞販売業者より市町村担当課へ連絡があった。地域包括センター職員が訪問したところ、本人は在宅していたが、熱中症のような症状があった。医療機関に救急搬送され、入院となった。認知機能が低下している状況であったことから、成年後見の申立てを行った。

### ③配食サービス事業者（飲料含む）

令和6年1月頃、「2日間、弁当が手つかずの方がいる。連絡も取れない。」と配食サービス事業者より市町村担当課へ連絡があった。警察及び親族と連携し、警察が親族の要請によって室内に入り、倒れている本人を発見して救急を要請した。その後、親族の支援により施設へ入所することとなった。

### ④金融機関

令和4年8月頃、「預金額を超える多額の現金を下ろそうとしている方がいる。」と金融機関より市町村担当課へ連絡があった。地域包括支援センター職員と市職員で自宅を訪問し、本人と面接し、状況を確認。認知症の兆候があったため、認知症初期集中チームにより支援内容を検討し、認知症サポート医の訪問につなげた。

### ⑤介護保険サービス事業所

令和5年5月頃、「高齢者が精神状態悪化のためサービスを拒否しており安否が確認できない。」と介護保険サービス事業所より地域包括支援センターへ連絡があった。地域包括支援センター職員と精神科医が訪問したところ、本人の意思確認ができた。その後、民生委員と親族の見守りに繋げた。（本人は医療行為・介護サービスを望まないため、親族は養護者として本人の意思を尊重し、本人の生活を見守ることにした。）

## ⑥介護支援専門員（ケアマネ）

令和5年11月頃、「独居が困難になってきている認知症高齢者がいる。県外に住む子供からの適切な支援が不足している。」とケアマネより地域包括支援センターへ連絡があった。本人の子供、ケアマネおよび地域包括支援センター職員での面接の実施につながり、本人の今後の生活について相談を行った。（その後、本人の認知症が進行し、県外の子供のもとへ転居となった。）

## ⑦民生委員

令和5年5月頃、「独居の方が、物が盗まれたと妄想のようなことを言っている。どのように対応したらよいか。」と民生委員より地域包括支援センターへ連絡があった。地域包括支援センターの職員が自宅を訪問し、医療受診のコーディネートや親族との連携を行った。また、小規模多機能型居宅介護の支援につなげ、医療介護の安定的な提供体制を整えた。

## ⑧近隣住民

令和5年5月頃、「高齢者が自宅で倒れ救急搬送されたが、頼れる親族がいない状況である。今後どうしたらよいか。」と近隣住民より地域包括支援センターへ連絡があった。本人の身上保護・金銭管理が必要であったため、遠方の親族や友人と調整を図り、成年後見人を申し立てた。本人は永続的な療養場所に身を移し、成年後見人が債務整理・資産活用し、本人の療養費の確保と契約行為を行っている。

## ⑨地域包括支援センター

令和5年9月頃、「転倒による骨折とコロナ罹患によって救急搬送された方がいるが、自宅に帰され、今後の生活が心配。」と地域包括支援センターより市町村担当課へ連絡があった。本人の介護認定状況を確認したところ、介護認定が期限切れになっていることが判明した。そのため、介護認定を再度取得し、適切なサービスにつなげた。

## ⑩医療機関

令和5年7月頃、「薬を何度ももらいに来たり、支払などが出来なかつたりと心配な方がいる。」と医療機関より地域包括支援センターへ連絡があった。地域包括支援センターの職員が訪問し、面談したところ、認知症の疑いが認められたので要介護認定を行った。その結果、要介護の判定が出たため、デイサービスや訪問介護などの利用につなげた。